

6次産業化の取組を検討している皆様へ

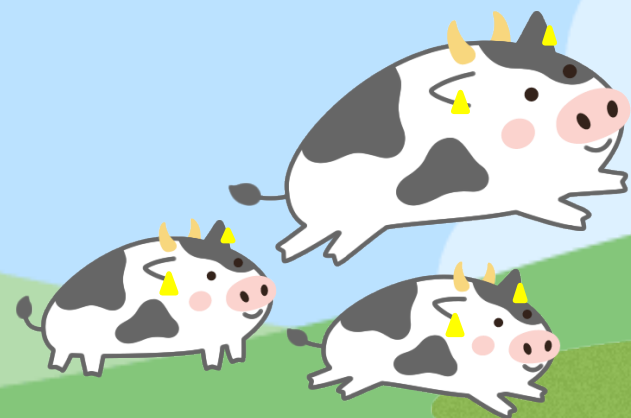
6次産業化に取り組むにあたり、皆さんはどのようなビジョンをお持ちですか？

ビジョンを実現するためには事前の準備・検討が不可欠です。

どのような6次産業化を行いたいのかを明確にし、事業計画をしっかりと立てて、6次産業化に取り組みましょう！

令和2年7月

農林水産省食料産業局産業連携課



ビジョンを実現するために

皆さんは6次産業化をどのような目的で始めますか。

「収益を向上させ農業経営を安定させたい」「地域の特産品を使って地域の知名度を上げたい」「生産物をより多くの人に食べてほしい」「新しい取り組みで高齢化が進む地域を活性化させたい」等、様々あると思います。6次産業化に取り組むきっかけや動機をもう一度確認し、事業の目的・ビジョンを明らかにしましょう。そして、イメージを具体化していくためには、事業計画を事前にご自身で考えることが必要です。

事業計画を考えることで、事業を始めるに当たって直面する様々な課題を確認することができ、新たな事業の成功の確率が高まるとともにリスクを低くすることができます。

まずは、事業計画を作る際に検討すべきポイントを確認しましょう。

ポイント1

原料生産に関する見通しを立てましょう。

加工品等の原材料となる農林水産物の安定した生産量と品質を確保することが重要です。

(どんな工夫ができるのか?)

- 栽培面積の拡大による生産量の確保
- 出荷時期の調整や品質向上のためにハウス等の生産用の施設整備
- 加工に適した生産物を作るために試験栽培を実施
- 普及指導員やJA指導員から栽培指導を受ける
- 生産段階での衛生管理を徹底して品質を向上させる
- 栽培のマニュアル化による品質の統一化
- 他の生産者やJA等との連携



ポイント2

加工、衛生管理、販売、サービスの知識や技術を習得しましょう。

6次産業化では、現在行っている1次産業だけではなく、2次・3次産業に関わる知識や技術の習得も必要です。

(どこで習得できるのか?)

- 加工技術センター(都道府県等の機関)の技術支援や研修などにより、商品製造に必要な加工方法を学ぶ
- 支援機関が開催するセミナーへの参加
- 実際に6次産業化に取り組んでいる事業者や地域の食品加工会社を訪問しノウハウを学ぶ
- 企業や食品衛生協会等が開催するHACCP研修へ参加する(P5へ)

衛生管理や販売、サービスに関する知識や技術を習得するのは、とても大変です。中小企業者と共同して新商品開発等に取り組む農商工連携についても検討してみましょう。(P8へ)



ポイント3

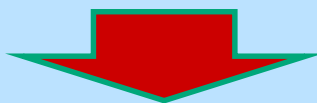
消費者ニーズを把握し、それに応える商品企画の検討をしましょう。



開発した商品が実際のニーズとマッチしなければ、商品は売れません。消費者ニーズを調査・分析することが、消費者に求められる商品作りに繋がります。

（どんな調査をするのか？）

- 市場調査（ライフスタイル、ブランドイメージ等）
- 商品を置いてもらいたい店舗への調査（どんな物がよく売れているのか、客層、来店客へのアンケート調査等）
- 競合商品の調査・分析（価格・パッケージ等）



調査したニーズをもとに、どんなものを（商品の内容）、誰に（ターゲットを絞る）、どのように、どのくらい（容量、販売先の需要量、それに伴う生産量）、いくらで売するのか（価格帯の設定、原価計算も重要）、競合商品との差別化をどのように図るのか（ひと工夫を加え独自性をもたせる、パッケージデザイン）等の視点から、商品企画を十分に検討することで、開発する商品の方向性も見えてきます。

ポイント4

商品の販売先や消費者へのPR方法の検討をしましょう。



商品を自ら販売するには、適切な販路・出荷体制・物流や、ターゲットにあった販売先をご自身で確保する必要があります。

（どんな方法があるのか？）

- 販売してほしい店舗等への営業
- 商談会・イベントへ参加しバイヤーや関係者との人脈形成
- 商工会や商工会議所等からの支援を受ける

効果的なPR活動は商品の認知度や消費者の購買意欲を高め、商品の売り上げ向上にもつながります。

（どんなPR方法があるのか？）

- 商談会・イベントで商品をPRする
- 各種コンクールへの参加で知名度の向上を目指す
- ネットやSNS、各種メディアの活用



ポイント5

加工施設等の整備内容の検討をしましょう。

(どんな整備をするのか?)

- どのような施設や設備の整備が必要なのか
- 売上計画に対し適切な施設の規模や投資額であるか

※施設を農地に整備しようとする場合は、農地法に係る農地転用の許可、都市計画法で定められた区域へ整備する場合は都道府県知事等の許可が必要となります。まずは、施設整備予定地が該当していないか市町村に確認しましょう。



ポイント6

資金調達の検討をしましょう。

事業を行う上で必要となる資金が確保できるかどうかは非常に重要です。

(何をするのか?)

- まずは自己資金で事業を開始することができるのかを確認してみましょう。自己資金だけでは足りない場合は、金融機関等の融資制度等の活用を検討も必要ですので金融機関やJAに相談してみましょう。



ポイント7

原価計算や損益計算をしましょう。

原価計算によって利益が出る販売価格の決定、損益計算によって収益の見込みを把握できます。

これらは、商品企画や施設整備、資金調達等の段階で重要な判断材料となります。また、商品の発売後に十分な収益を確保し、安定した経営を継続するためにも必要です。



ポイント8

試作品のテスト販売により消費者評価を行い、商品企画や加工・販売方法などを見直しましょう。

製品化の前にまずは試作品のテスト販売を行いましょう。消費者の声を取り入れ商品を見直すことは、より良い商品を作るために重要なステップです。消費者の反応をもとに商品企画等を再検討してみましょう。また、試作品の提供はPRにも効果的です。展示会や商談会は、バイヤーなどから試作品に対しての評価を得る機会にもなります。



次の点にも留意することが必要です！

チェック1 衛生管理としてHACCPへの対応が必要です。

今後HACCP（衛生管理）が制度化され、食品関連の全事業者が対象となります。農林水産省では、食品関連事業者のHACCPへの取組を支援しています。

【HACCPとは】原材料の受入から最終製品までの各過程ごとに、微生物による伝染、金属混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止に繋がる特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システムのことです。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/what_haccp/vision.html

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/what_haccp/attach/pdf/vision-6.pdf

【お問い合わせ窓口】

農林水産省 食料産業局 食品製造課 食品企業行動室 直通 03-3502-5743

チェック2 労働管理として「働き方改革」への対応が必要です。

「働き方改革関連法」による新たな労務管理への対応はお済みですか。労働者を雇う場合は、労働基準法が適用されます。適用される規定は、農林漁業だけ営む場合と6次産業化の場合で異なる場合があります。

以下のリンクで確認してみてください。詳しい解説や問合せ先も確認できます。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/attach/pdf/6jika-60.pdf>

【お問い合わせ窓口】

働き方改革推進支援センター など

チェック3 企業会計の取組が必要です。

HACCP（衛生管理）や「働き方改革」（労務管理）の対応を含め、企業活動を継続して行っていくために財務の裏付けが必要なことは、6次産業化に取り組む場合においても例外ではありません。また、2023年10月には「適格請求書等保存方式」（通称インボイス制度）が導入されます。

企業会計を導入し、売上高、経営費、営業利益、経常利益、当期純利益を把握することで収益性を分析したり、また、流動資産・固定資産、流動負債・固定負債、純資産の額を把握することで、流動比率などの安全性分析を常時行っておくことにより、企業活動を継続していくことが可能となります。

ご不明な点がある場合は、
6次産業化サポートセンターへ
電話で相談してみましょう。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html>



総合化事業計画を作成してみましょう。

6次産業化に取り組む事業計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。総合化事業計画を作成することで3～5年後までの6次産業化の事業計画が「見える化」でき、自己の経営の展望を客観的に分析することができます。

しかし、現状では、6次産業化に取り組み**売上高が増加**する一方、**収益が減少**してしまう認定事業者が少なくありません。

(※六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査結果)
収益を確保するために、事前の準備・検討を十分にし、総合化事業計画を作成しましょう。

総合化事業計画の認定申請書は「六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画作成のためのガイドライン」に沿って作成してください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/attach/pdf/index-6.pdf>

認定を受けることで、次の特例を受けることができます。

特例1

総合化事業計画に従って加工・販売施設等を整備する場合は、農地転用や市街化調整区域における開発行為の**手続の特例**を受けることができます。

特例2

認定を受けて総合化事業に取り組む事業者は、農業改良資金、林業・木材産業改善資金・沿岸漁業改善資金による**融資の特例**を受けることができます。

※総合化事業計画の認定による税制の特例はありませんが、(施設の新設や設備投資等を行った場合など)農業全般に係る税制支援については下のリンク先からご覧いただけます。

【農林水産省のHP】

<https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/index.html>



6次産業化の支援策を活用しましょう。

事業計画が「見える化」出来ると、6次産業化に取り組む際に必要なことが見えてきます。ここでは、新商品の開発や販路開拓のための展示会出展、加工場建設などに活用出来る支援策をご紹介します。

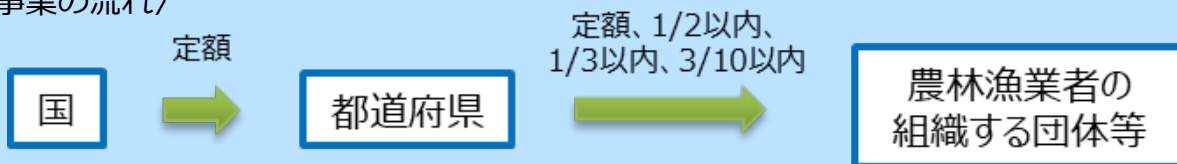
支援1 6次産業化の推進支援事業（食料産業・6次産業化交付金）
新商品開発や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組を支援します。

支援2 6次産業化施設整備事業（食料産業・6次産業化交付金）
6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

※活用するには以下の①～③が必要です。

- ①農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築すること
- ②総合化事業計画の認定を受けていること
- ③対象事業費に充てる金融機関からの融資を受けていること

〈事業の流れ〉



支援1、2では、業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に支援します。

支援3 6次産業化都道府県サポートセンター
6次産業化に取り組む際には、6次産業化都道府県サポートセンターに電話等で相談することができます。



その他の取組について

生産・加工・販売を総合的かつ一体的に行い、6次産業化にチャレンジするには多くの課題を解決しなければならず簡単なことではありません。

一方で、6次産業化には多様な形態があり、農林漁業者が主体となり事業者と連携した取組も6次産業化の一つです。

また、中小企業と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用する農商工連携という取組もあり、様々な選択肢の中から自分にあった取組方法を見つけることが必要です。

●6次産業化の多様な取組例：BtoBについて

生産物を加工して、ジャムやジュースのような最終加工品を作ることだけが、6次産業化ではありません。BtoBとは、自社での生産物を1次加工（カット等）し、業務用加工品を事業者向けに販売する取組で、消費者向けの販売と比較し、安定した供給体制を構築出来ます。

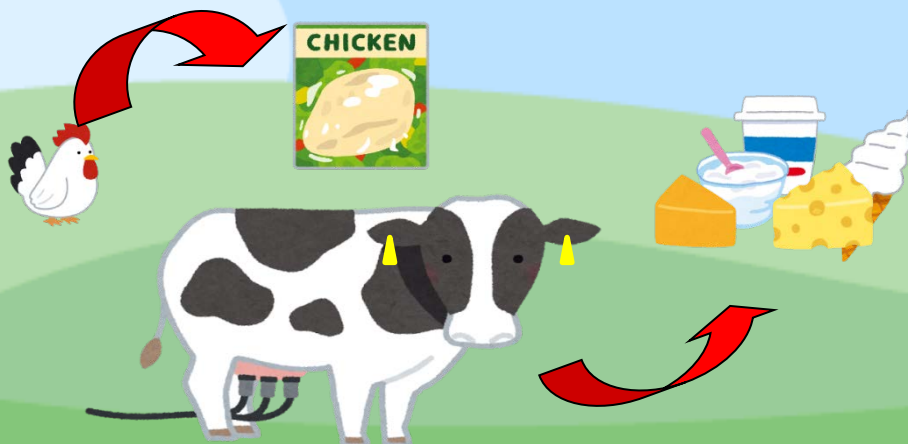
事業者の需要に応えるため、自社生産量の拡大や他生産者との連携等を行うことが必要となります。

●農商工連携について

地域にある加工業者や小売業者と連携して取り組むことにより、新しい商品やサービスの開発・それぞれが培ってきた既存の「技術」や「ノウハウ」を活かし、新商品・サービスの開発、提供を行うことが出来ます。

農商工等連携促進法に基づく支援の内容は以下のリンク先からご覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/>



● 研究開発・成果利用事業計画の認定について

農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発、新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発及びその研究開発成果を利用する取組について、事業計画を作成し主務大臣の認定を受けることができます。

詳しくは、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

認定を受けることで、次の支援が可能となります。

- 支援 1** 認定事業計画実施に必要な資金の借入に係る債務保証を受けられます。
【お問い合わせ窓口】 食品等流通合理化促進機構 (03-5809-2176)
- 支援 2** 品種登録の出願について、出願料が軽減又は免除されます。
【お問い合わせ窓口】 地方農政局等
- 支援 3** 新技術等を活用した高付加価値商品等の開発に係る技術実証や試作品製造等の支援を受けることができます。
【お問い合わせ窓口】 最寄りの都道府県窓口



6次産業化に関する相談窓口・情報案内

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話：011-330-8810	(担当都道府県) 北海道	
東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6403	青森県 岩手県 宮城県	秋田県 山形県 福島県
関東農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-740-5847	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-232-4890	新潟県 富山県 石川県 福井県	
東海農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話：052-223-4602	岐阜県 愛知県 三重県	
近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 電話：075-414-9025	滋賀県 京都府 大阪府	兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話：086-224-9415	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話：096-300-6342	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1673	沖縄県	

本省の問い合わせ先
食料産業局産業連携課
(電話：03-6738-6473)

ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>